

平成29年度 行田市男女共同参画推進事業所を募集します

男女が共同して参画することができる職場づくりに積極的に取り組んでいる事業所を表彰します。皆さんの応募または推薦をお待ちしています。

▶対象

次のいずれかの取り組みを行っている市内に所在する事業所（国、地方公共団体などは除く）

(1) 女性労働者の能力発揮を促進し、その活用を図る積極的な取り組みを推進している事業所

- (例) ・女性の管理職への積極的な登用
- ・女性従業員の資格取得支援(教育訓練、研修など)
- ・パート社員の処遇改善、正社員への登用
- ・企画・立案などに女性も積極的に参加している

(2) 仕事と家庭生活その他の活動との両立を支援するための制度を制定し、積極的に活用している事業所

- (例) ・妊娠・出産・育児・介護の制度を周知し、利用しやすい雰囲気づくりをしている
- ・産前・産後休暇制度が活用されている
- ・育児・介護を行うために在宅勤務、フレックスタイムなどの柔軟な勤務体制がとられている
- ・ノー残業デーや定時帰宅奨励制度

(3) 男女が共同して参画できる職場づくりに向けて積極的に取り組んでいる事業所

(例) ・セクシャル・ハラスメント防止のための周知や研修などを行っている

- ・男女がともに活躍しやすい環境とするための施設・設備の整備・改善を行っている

▶**提出方法** 5月19日(金)までにVIVAぎょうだで配布している応募・推薦用紙(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記入の上、持参、郵送、Eメールのいずれかの方法で提出してください。

※月曜日は休館

【持参・郵送】〒361-0032 行田市佐間3-23-6 行田市男女共同参画推進センター「VIVAぎょうだ」

【Eメール】viva@city.gyoda.lg.jp

▶**選考方法** 行田市男女共同参画推進審議会の意見を聴取し、審議の上、決定します。

▶**表彰・公表** 行田市男女共同参画フォーラムにおいて表彰式を行う予定です。また、男女共同参画情報紙などで公表します。

▶**問い合わせ** VIVAぎょうだ ☎556-9301

トラック型防犯ブザーが寄贈されました



森教育長に目録を手渡す坂本支部長(中央)と福田副支部長(右)

3月15日、一般社団法人埼玉県トラック協会行田支部長の坂本和雄さんと副支部長の福田浩一さんが教育委員会を訪れ、子供たちの安全を願い、森教育長に光るトラック型防犯ブザー831個を寄贈しました。

このたび寄贈された防犯ブザーは、日常生活の安全・安心などに役立つことが期待され、市内全小学校の新入学児童に配布されます。

▶**問い合わせ** 教育総務課総務担当(内線5307)



行田市女性活躍推進ネットワーク会議の参加団体を募集します

平成27年度から事業者、学識経験者、行政その他関係団体が連携して、女性の活躍を推進する施策を総合的かつ効果的に実施するため、行田市女性活躍推進ネットワーク会議を開催しています。会議は、年3回程度開催しており、セミナーやワークショップなど多様なメニューで女性活躍推進の施策に関する情報交換をしています。

このたび、新たな参加団体を募集しますのでぜひ応募ください。

▶**対象** 次のいずれかに該当する団体

- ・女性活躍に取り組んでいる団体など
- ・女性の就業支援に取り組んでいる団体など
- ・地域の経済団体、教育、保健医療などの団体で女性推進に連携を必要とする団体など

▶**応募資格** 事務所などが市内にあること

▶**募集数** 2団体(先着順)

▶**応募方法** 4月11日(火)～5月19日(金)にVIVAぎょうだで配布している応募用紙(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記入の上、持参、郵送、Eメールのいずれかの方法で提出してください。

※月曜日は休館

【持参・郵送】〒361-0032 行田市佐間3-23-6 行田市男女共同参画推進センター「VIVAぎょうだ」

【Eメール】viva@city.gyoda.lg.jp

▶**問い合わせ** VIVAぎょうだ ☎556-9301

縦覧・閲覧制度を利用して固定資産の確認ができます

固定資産税の納税に先立ち、「縦覧帳簿の縦覧」や「固定資産課税台帳の閲覧」によって、固定資産の内容を確認することができます。

縦覧帳簿の縦覧

土地または家屋に固定資産税が課税されている方は、縦覧帳簿で市内の土地または家屋の価格を縦覧することができます。

▶**日時** 4月1日(土)～5月31日(水)(土曜日、祝日を除く)

【月～金曜日】午前8時30分～午後5時15分

【日曜日】午前8時30分～正午

▶**場所** 税務課資産税担当

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産税の納税義務者は、4月1日から平成29年度課税台帳を閲覧し、所有する固定資産の課税内容を確認することができます。

また、借地および借家人も、賃借権などの目的である固定資産に限って閲覧することができますが、賃貸借契約書などの確認を必要とします。詳しくは同課まで問い合わせください。

▶お願い

縦覧および閲覧ができる方かどうかを確認するため、運転免許証や健康保険証など本人確認ができるものを持参してください。また、代理の方が来る場合には、委任状なども併せて持参してください。

▶**問い合わせ** 同課資産税担当(内線233・234)



公共下水道の供用開始区域を拡大しました

新たに次の供用開始区域を拡大しました。区域の詳細は、下水道課で閲覧できます。

▶供用開始区域

- ・元荒川第10処理分区(藤原町2丁目の一部、藤原町3丁目の一部、矢場1丁目の一部、長野1丁目の一部、長野3丁目の一部)
- ・熊谷第5処理分区(大字持田の一部)

▶**問い合わせ** 同課業務担当 ☎564-0303

市内コンビニエンスストア全店にAEDを設置しました



AEDを受け取ったコンビニエンスストア代表者

3月9日、市内で店舗を展開するコンビニエンスストア5社(株式会社セブン-イレブン、株式会社ローソン、株式会社セーブオン、ミニストップ株式会社、株式会社ファミリーマート)とAED設置・受渡しに係る協定を締結し、AED機器の引き渡しを行いました。

この協定に基づき、4月1日から市内の全店舗へAED(自動体外式除細動器)を設置しました。これまで市内公共施設を中心に設置を進めてきましたが、施設が閉館している夜間や休館日などは使用が制限されていました。24時間営業のコンビニエンスストアに設置されたことで、常時AEDが使用できる環境が整い、応急救護体制の強化が図られます。

▶**問い合わせ** 消防署本署 ☎550-2123

空き家などの「総合相談窓口」を開設しています

空き家などは私有財産であり、所有者や管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように適切な管理に努めなければなりません。空き家などを放置すると、建物の老朽化や雑草の繁茂など、環境、衛生面にさまざまな問題が発生します。

本市では、「空家等対策の推進に関する特別措置法」や「行田市老朽空き家等の適正管理に関する条例」などの関係法令に基づいた、助言や指導を効率的に行うため、空き家等対策に関する窓口を一本化しています。資金面や相続対策、空き家などの管理・解体・有効活用などの専門性が求められる分野に対しては、市内金融機関や専門家団体を紹介します。

▶**問い合わせ** 建築開発課建築指導担当

☎550-1551

